

I ターン者による「自伐型林業」参入の成立条件

森林政策学研究室

片山傑士

1. はじめに

近年、都市部から農山村へ移住する者、移住を希望する者が増加している。小田切(2014)はこれを「田園回帰」志向の高まりとしている。また、その特徴として、20代~40代の青壮年層で「田園回帰」志向が顕著に見られること、地域おこし協力隊(以下、協力隊とする)などの制度を積極的に利用する者が多いことを挙げている。しかし小田切(2014)は、移住には「仕事」、「住宅」、「コミュニティ」の3つのハードルがあるとしている。

この「仕事」について、林業への新規参入では「緑の雇用」事業など雇用中心の政策がとられてきたが、近年雇用されず自営で林業に新規参入しようと、協力隊制度を利用して移住するIターン者が増加していることや、この自営林業を行う協力隊を募集する自治体がみられる。Iターン者は山林を所有していないが、中嶋(2015)は山林の所有にこだわらずに個人が行う林業を、広義の「自伐」＝「自伐型」として提唱している。しかし、Iターン者が新規参入するには継続して施業できる山林の確保が大きな課題となる。山林の確保に関して、人口還流の回路として「自伐型林業」を自治体政策に取り入れるならば、解決すべき課題である(家中 2014)。山林を借りる場合にはIターン者と所有者・「コミュニティ」との関わりや、どのような契約で借りるのかなどを明らかにする必要がある。しかしながら、「自伐型林業」者の山林確保等に関して実態を調査した既往研究はない。そこで本研究では、Iターンで「自伐型林業」に参入する者の「仕事」(山林確保、林業機械取得、副業)、「住宅」、「コミュニティ」について考察し、成立条件を提示することを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、自伐林家や「自伐型林業」、Iターン

に関する文献調査を行い、「地域おこし協力隊」制度において、募集要項に林業活動を挙げる自治体の把握のためのインターネット調査を行った。また、「自伐型林業」に取り組む協力隊員が多い島根県津和野町、協力隊員が「自伐型林業」で独立した高知県本山村を対象に資料分析、インタビュー調査を行った。インタビュー調査は津和野町、本山村の両町で協力隊員、町役場職員、森林所有者に実施した。加えて本山村では森林組合職員にも実施した。

3. 調査地概要

島根県津和野町は人口 7,655 人(2015 年)、高齢化率 45.3% の過疎・高齢化が進む山村である。林野面積は 27,653ha、林野率は 90.0%(2015 年農林業センサス)であり、民有林面積 24,340ha、うち私有林が 21,080ha である。樹種構成をみると、人工林率 33.1% と全国平均よりも低く、広葉樹が多い。また、津和野町は林業が盛んではなかったが、近年は素材生産が増加傾向にある。既存の担い手は広域合併した高津川森林組合であり、年間素材生産量は約 2,000m³ である。その他、民間林業事業体が 7 社ある。森林経営計画認定率は 2016 年時点 14.7% と低い。協力隊について、「自伐型林業」の現役協力隊は全国でも多い自治体だが任期終了者はいない。

高知県本山村は人口 3,573 人(2015 年)、高齢化率 43.0% の過疎・高齢化が進む山村である。林野面積は 12,337ha、林野率は 91.9% である。また、民有林面積は 8,744ha、うち私有林 8,407ha である。本山村は人工林率が 75.5% と高く、嶺北地域として新生産システムモデル地域であった。既存の担い手は本山村森林組合であり、直営伐出班 1 班、請負作業班 2 班、年間素材生産量約 2,000m³ と小規模な森林組合である。その他民間林業事業

体1社と個人で施業を請負う者が3名いる。森林経営計画認定率は13.6%(2015年)と低い。協力隊について、本山町は「自伐型林業」で独立した協力隊がいる先発型である。

3. 結果

(1) 「自伐型」協力隊を募集する自治体の広がり

表1 林業活動を行う協力隊がいる自治体

協力隊が活動する自治体	協力隊を募集あるいは選考している自治体
・滋賀県:長浜市 3名(自)	・北海道:新得町 1名
・京都府:京丹後市 2名	・岩手県:陸前高田市 2名(自)
・奈良県:曾爾村 2名	・群馬県:中之条町 2名
・岡山県:新見市 3名	・奈良県:下北山村 若干名
・鳥取県:智頭町	・天川村 2, 3名
・島根県:津和野町 7名(自)	・島根県:津和野町 4名(自)
・高知県:佐川町 9名(自)	・高知県:本山町 2名
大豊町 1名	・宮崎県:えびの市 4名
	・長崎県:新上五島町 1名

資料:KIKORI PRIDE, 京丹後市ホームページ, 長浜市ホームページ, 新見市ホームページ, 佐川町ホームページ, 曾爾村地域おこし協力隊ブログ, 地域おこし協力隊JOINニッポン移住・交流ナビより作成
注:「(自)」は募集要項に「自伐型林業」を挙げる自治体

表1は2016年10月時点において、全国の地方自治体で、林業に従事する「地域おこし協力隊」だけを募集し、隊員が林業で活動中の自治体と、隊員を募集中あるいは選考中と思われる自治体に分け、その市町村名と、既隊員数と募集数を示している。協力隊が林業で活動中の自治体は、7府県で計9市町村であった。隊員が活動中の自治体は全て近畿・中国・四国地方といった西日本の自治体である。特に島根県と高知県で活動する隊員が多いことがわかる。一方、隊員を募集中あるいは選考中とみられる自治体は、東日本でも増えており、また九州でも募集がみられる。「地域おこし協力隊」の募集を通じて、山村への定住促進と地域の林業従事者の確保を目指す自治体が全国に広がっていることがうかがえる。また、隊員が活動中の自治体においても、募集中・選考中の自治体においても、必ずしも有名林業地ではないことも特徴

である。なお、本研究の調査対象地である高知県本山町では2016年4月より元協力隊が任期を終え、「自伐型林業」で起業し、活動を行っている。

(2)「住宅」の確保について

津和野町では行政側が空き家バンクを通じて住宅を確保するようになっていた。本山町では空き家ではなく、県営の集合住宅が提供されていた。また、本山町の隊員は、協力隊活動を行う中で深く関わった集落などの空き家を借り、引越していた。このように協力隊として移住する際、住宅は行政側が斡旋していた。

(3)「仕事」の確保について

①津和野町

津和野町では協力隊の募集要項の中で、「町が管理する町有林等をフィールド」として活動を行うしており、実際は町行造林地での作業を隊員に委託していた。しかし、町行造林地での施業は研修としての役割が大きく、役場側は協力隊終了後については、隊員自らが山林を確保することを原則としていた。津和野町は間伐遅れの山林が多いため、役場担当者は施業地を十分確保可能であると考えていた。また、2018年に独立予定の3名はすでに山林を確保している(表2)。F氏は集落21世帯の計700haの施業依頼を受けている。所有者側は林間でのサカキ栽培の環境整備のために間伐を依頼しており、間伐収入はほぼ隊員の収入とする契約であった。G氏とH氏は2名での独立を考えており、8名の共有林14ha(うち人工林7ha)を依頼されている。契約として立木代無しで隊員の自由に施業できる。森林経営計画の樹立には、最低30haが必要であり、共有林の他にさらに16haの委託を受けられなければならないが、調査時点では見通しは立っていないかった。

林業機械について、協力隊で導入している機械は18台である。協力隊の活動費で導入しており、内訳はバックホー4台、林内作業車4台、キャタトラ3台、軽トラック6台、2トンダンプ1台である。林内作業車1台を除き全てリースでの導入である。また、チェーンソーも活動費で導入している。チェーンソーや軽トラックは独立後も町内で活動する限りは永久貸与となり、重

機はリースあるいはレンタルとするなど支援のあり方を検討中であった。林業以外の仕事では、F 氏は現在も行う協力隊管理業務(合同会社での機械リースや消耗品管理など)や、町内でのワサビ生産・加工販売を計画している。独立後の仕事割合は林業 3 割、その他の仕事 7 割程度を予定している。G 氏は狩猟を行う予定であり、狩猟免許の試験を受けており、地元獣友会からも勧誘があるとのことである。H 氏は林業専業の予定である。

表 2 受託地の概要(津和野町)

面積	施業方針
集落の 21 世帯(16 世帯・林内サカキ栽培ができる間伐受託地 1 +不在村 5 世帯)	・間伐材収入は隊員へ
計 700ha	・多面的交付金利用
受託地 2 8 名の共有林 14ha (人工林 7ha)	・立木代無しで自由に施業 ・補助金は調整中 (多面的交付金または経営計画)

資料:聞き取り調査より作成

②本山町

本山町の元協力隊 3 名(男性:A 氏 44 歳、B 氏 39 歳 女性:C 氏 29 歳)が 2016 年 4 月に「山番 LLP」を立ち上げ、町内で林業を行っている。

協力隊期間中の施業地は、町内と隣村の所有者からの施業委託地だった。その契約条件は、A 材 1m³あたり 2,000 円を所有者へ還元するとしていた。施業実績について、受託地 1 では C 材のみの出荷であったが、受託地 2 では A 材の割合が大きかったこともあります、約 20 万円を所有者へ還元するという実績を残した(表 3)。

独立した現在、林業は 8 月~3 月にかけて行っている。昨年度から森林組合がまとめた団地(共有林 5.5ha)での施業委託を担当し、今年度にかけて施業を行っている。月あたり平均 20~25 日作業を行っており、独立後の施業実績は森林組合からの委託では 200m³の素材生産を行い、協力隊最終年度から続いている施業地で 1ha の間伐と 600m の作業道開設で 80m³の素材生産を行った。伐採した材で、A 材は森

林組合の共販所へ出荷し、C 材等はパルプ材としてチップ業者へ直送している。収入については、森林組合から日当 8,500 円/人が支払われているが、山番では日当 12,000 円/人としており、後述の 6 次産業化で、山番が原木を共販所よりも高く買い取り、そこから差額を補填している。

表 3 受託地の施業実績(本山町)

	面積	施業実績
受託地 1 (0.1+0.4ha)	0.5ha (0.1+0.4ha)	・C 材のみ 30 トン出材, 全て木の駅へ出荷 ・補助金 15 万円 (町の作業道補助 1,000 円/m)
受託地 2 ヒノキ林	0.46ha ヒノキ林	・所有者の意向で 5 割間伐 ・A 材 7 割で 100m ³ を市場へ出荷、 約 20 万円を還元(市場 13,000 円/m ³) ・県単間伐補助金十町の作業道補助金

資料:聞き取り調査より作成

林業以外の仕事として、A 氏を中心にして B 氏やその他数名で 6 次産業化を行っている。伐採した原木を山番が 2 万円/m³で買い上げ、集成材パネルを作成し、町内の加工会社に納入り、製品へ加工される。6 次産業化促進の国庫事業として山番、森林組合、地元加工会社が「山村ビジネス委員会」を立ち上げて取り組んでいる。しかし、昨年は自作乾燥機がうまく作動せず、赤字になった。来年度からは乾燥機を改善し、収益確保を目指している。また、A 氏と B 氏は 5 年間の高知県単独事業となる山林集約化事業(国の森林経営計画下限の以下の 5ha~30ha)を行っている。今までに集約化が進んでいなかった地域で 5ha を集約化を達成した。しかし、6 次産業化と並行して行っていたため、どちらにも大きな課題が発生した際に対処ができず、2017 年は集約化事業を一旦休止することになった。

C 氏は協力隊期間から地域の特産品づくりや体験活動など地域活性化の活動に取り組んでいる。また、町役場も副業提案に積極的であり、林業を行わない時期の仕事としてラフティングの資格取得や、登山が趣味の隊員にはトレッキングガイドの提案など、各隊

員に合う副業の提案を行っている。

以上のように、副業中心に仕事を確保しているが、ハードルの低い県の支援事業を活用しても、初年度には林業と関連の副業での採算をとるには至っていなかった。

(4)「コミュニティ」について

両町の協力隊は共通して消防団への所属や祭り、草刈りなど地域活動に積極的に参加し、コミュニティに深く関わっていた。津和野町では、受託地1の所有者が「協力隊が町で暮らしていくなら協力したい」、「Iターン者とお酒を飲んで将来を語ることが楽しい」と話すなど良好な関係を築いていたことがわかった。本山町では地域活動への参加で住民とのつながりができ、施業委託に繋がったこともある。また、立木代還元の契約も施業地確保の要因となっていた。

4.まとめ・考察

「仕事」「コミュニティ」について、津和野町では研修の場として町行造林地の作業を隊員へ委託していた。はじめの施業地が確保されていることは林業技術習得に重要である。確実な技術習得は任期終了後の林業収入の安定化や、施業地確保につながると考えられる。一方で、協力隊では約16万円/月の給料があるため、町行造林地での施業が赤字でも施業が続けられるという側面がある。津和野では2017年12月から独立者が出るため、現段階では独立後の林業収入は不確定である。また、林業専業で独立を予定しているのは1名(単身者)のみであり、家族で生活していくためには副業は重要であると考えられる。

本山町では隊員が独立し、林業を行っている。山番LLPでは独立後素材生産と作業道開設を行い、副業は各人で就業していた。副業として6次産業化や山林の集約化事業を行っていたが、現在は採算をとるには至っていない。どちらも町役場の支援で事業化されていたが、副業としての活動量、早い段階での計画達成可能性等の見極めを行いながら事業化するなどが課題となるだろう。

施業地確保に関して、津和野町では立木代無しで

ある一方、本山町ではA材2,000円/m³の立木代の契約となっていた。津和野町は人工林が少なく、広葉樹が多い地域であり、森林所有者は林業収入より、間伐による山の整備に重要性を感じていると考えられる。一方で本山町は人工林比率が高く、山林所有者が木材販売経験を有すること、山林所有者へ還元したい隊員の考えから立木代の契約を行っていた。また、両町の共通点として、隊員が「コミュニティ」と深く関わっていること、森林組合の事業規模が小さく、「自伐型林業者」参入の余地があることが施業地確保の要因であることが考えられる。

以上から、Iターン者(地域おこし協力隊)による「自伐型林業」成立の条件として、①施業地確保、②一定の収入の確保、③行政の支援が挙げられる(表4)。両町の協力隊員は市有林の施業地を独自に確保しており、Iターン者による「自伐型林業」展開の可能性が示唆された。しかし、副業を含めて収入確保には課題が残る。その他、協力隊以外のIターン者でも展開が可能であるのか、調査が必要だろう。

表4 Iターンによる「自伐型林業」成立条件

①施業地確保	②収入の確保	③行政の支援
・積極的な地域活動	・一定期間で、	・住宅斡旋
・森林組合、民間事業	林業収益が黒字	・研修
体と競合しない	になること	・林業機械
= 地域の山林に	・林業+a	・副業提案
に入る余地が多いこと	副業収入の確保	・地域おこし協力隊
・地域に合う借地契約		

参考文献

- ・小田切徳美『農山村は消滅しない』岩波新書、2014年、207~213頁
- ・中嶋健造(2015)「New自伐型林業は中山間地の救世主」中嶋健造編著『New自伐型林業のすすめ』全林協、2015年、12~17頁
- ・佐藤宣子・興梠克久・家中茂『林業新時代「自伐」がひらく農林家の未来』農文協、2014年
- ・島根県(2013)「高津川地域森林計画書」